

学校法人愛知医科大学役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人愛知医科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第57条第1項の規定に基づき、学校法人愛知医科大学（以下「この法人」という。）における役員及び評議員の報酬等（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員 理事及び監事をいう。
- 二 常任理事 理事のうち、理事会の運営方針第3項に定める者をいう。
- 三 一般理事 理事長、副理事長及び常任理事以外の理事をいう。
- 四 常勤監事 監事のうち、寄附行為第29条に定める者をいう。
- 五 一般監事 常勤監事以外の監事をいう。
- 六 報酬等 名称の如何を問わず、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう（学校法人愛知医科大学給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき支給されるものを含まない。）。
- 七 費用 役員又は評議員としての職務執行（理事会又は評議員会への出席を除く。）に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 報酬等は、次の各号に掲げるものを、当該各号で定める者に支給する。

- 一 役員報酬 理事及び監事
 - 二 評議員報酬 評議員
 - 三 賞与 理事長、副理事長、常任理事及び常勤監事
 - 四 退職慰労金 退任した役員
- 2 理事長は、退任した役員のうち、在任中特に功績が顕著であると認める者に対し、前項第3号に規定する退職慰労金のほか、特別慰労金を支給することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員である理事（以下「職員理事」という。）には、給与規程及び学校法人愛知医科大学退職金規程（以下「退職金規程」という。）に基づき給与及び退職金を支給し、報酬等を支給しない。ただし、学校法人愛知医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第10条第2項に規定する特別職（学部長及び病院長は除く。）以外の職員理事には、役員報酬を支給する。
- 4 理事が、寄附行為第10条第1項第1号若しくは第3号により解任されたとき、又は監事が、寄附行為第25条第1項第1号若しくは第3号により解任されたときは、退職慰労金及び特別慰労金を支給しない。
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、職員である評議員には、給与規程に基づき給与を支給し、評議員報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号で定める額とする。

- 一 役員報酬 別表第1に定める本給に地域手当（本給に給与規程第18条に定める割合を乗じて得た額）を加算した額（計算金額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額が5,000円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が5,000円以上であるときは、これを10,000円に切り上げた額）。ただし、別表第2に定める者については、同表に定める額
- 二 評議員報酬 別表第3に定める額
- 三 賞与 夏季及び年末のそれぞれにおいて、第1号の報酬月額に給与規程第34条第2項に定める割合を乗じて得た額
- 四 退職慰労金 別表第4の在任区分ごとの在任年数に基準額を乗じて得た額の合計額（在任年数に1年未満の端数があるときは、1年未満の端数は切り上げ、月割りにより計算する。）
- 五 特別慰労金 算定基礎額（前号で定める在任区分ごとの基準額に別表第5の算定対象者区分ごとの算定基礎率を乗じて得た額）に当該区分ごとの在任年数を乗じて得た額の合計額（在任年数に1年未満の端数があるときは、1年未満の端数は切り上げ、月割りにより計算する。ただし、算定対象者区分の在職年月に重複がある場合は、算定基礎額の多い区分で算定する。）

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号で定める時期とする。

- 一 役員報酬 毎月25日（支給日が就業規則第30条第1項に規定する勤務を要しない日（以下「勤務を要しない日」という。）の場合は、その支給日を繰上げる。次号において同じ。）
- 二 評議員報酬 評議員会終了後1月以内
- 三 賞与 夏季及び年末に支給し、夏季については6月20日、年末については12月15日とする。
- 四 退職慰労金・特別慰労金 原則、退職した後1か月以内

2 報酬等は、本人が指定する本人名義の口座に振り込むものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、学校法人愛知医科大学旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職金規程の準用)

第9条 退職金規程第7条の規定は、退職慰労金及び特別慰労金の支給について準用する。この場合において、「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、寄附行為第74条第2号に定める報酬等の支給の基準として、この基準を公表する。

(細則)

第11条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 報酬の月額（第4条関係）

在任区分	本給月額
理事長	7号俸
副理事長	7号俸に0.4を乗じた額
常任理事	7号俸に0.35を乗じた額
常勤監事	7号俸に0.6を乗じた額

※ 上記の俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号で定める指定職俸給表に応じたもの

別表第2 報酬の月額（第4条関係）

在任区分	本給月額
職員である副理事長	100,000円
職員である常任理事及び一般理事	55,000円
一般理事	100,000円
一般監事	100,000円

別表第3（第4条関係）

区分	報酬額
評議員会に出席した評議員	33,411円
書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わった評議員	11,137円

別表第4（第4条関係）

在任区分		基準額
理事	理事長	500,000円
	副理事長	500,000円
	常任理事	500,000円
	一般理事	300,000円
監事	常勤監事	500,000円
	一般監事	300,000円

別表第5（第4条関係）

算定対象者区分	算定基礎率
理事長	6.0
副理事長	3.0
理事長職務代理	3.0
常任理事	1.5
常勤監事	1.5